

3 1 . 3 . 8

沖 縄 防 衛 局

牧港補給地区の一部土地の返還に関する実施計画等について

牧港補給地区の一部土地の返還に関する実施計画等について、別添のとおり決定しました。

- 添付資料： 1．駐留軍用地の返還に関する実施計画
2．返還実施計画の案に係る意見に対する回答

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 企画部 地方調整課
基地対策室長 伊川 忠宏
098-921-8131 (内線 215)

沖縄防衛局 管理部
返還対策課長 松並 大二郎
098-921-8131 (内線 430)

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返 還 が 合 意 さ れ た 施 設 及 び 区 域 の 名 称	F A C 6 0 5 6 牧港補給地区
返 還 に 係 る 区 域	(別図のとおり)
返 還 の 予 定 面 積	約 1 7 , 0 0 0 m ²
返 還 の 予 定 時 期	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
返還に係る区域内に所在する 駐留軍が使用している建物 その他土地に定着する物件	1 概要 (1) 建物：なし (2) 土地に定着する物件：工作物一式 2 除却をすることした場合に当該除却に要すると 見込まれる期間 約 1 年
<u>返還に係る区域において国が 行う調査</u> <u>(調査の事項)</u> ☒ <u>土壌の汚染の状況</u> ☒ <u>水質の汚濁の状況</u> ☒ <u>不発弾その他の火薬類の 有無</u> ☒ <u>廃棄物の有無</u>	1 調査を行う区域の範囲 約 1 7 , 0 0 0 m² 2 調査の方法 別紙のとおり 3 調査に要すると見込まれている期間 ※ 1 約 2 年 4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針 別紙のとおり

注 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除去をすることした場合に当該除去に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれる期間」を単に合算した期間とはならない。

また、これらの期間に大幅な変更があれば、別途通知する。

※ 1 「調査に要すると見込まれる期間」には、調査に要する期間だけでなく、調査の結果、確認された土壌汚染等の処理期間も含んでいる。

2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

（１） 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

（２） 水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

（３） 不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

（４） 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（１）から（４）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

（１） 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

（２） 水質の汚濁

調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

（３） 不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

（４） 廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。

FAC6056牧港補給地区の一部土地の返還

別図



「返還実施計画の案」に対する沖縄県の意見への回答

(総括的事項)

- | |
|--|
| 1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、「跡地利用推進法」という。）」に基づき、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壤汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講ずること。 |
| 【企画調整課】 |

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（第5ゲート付近の区域）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づき返還実施計画を定め、返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず土壤汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置（以下「支障除去措置」という。）を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

（管理部返還対策課）

- | |
|--|
| 2. 土地の使用履歴や土地の区画形質の改変状況の情報収集、米軍及び元軍雇用員等の関係者への聞き取り等を実施する資料等調査報告書について、関係機関に速やかに提出すること。 |
| 【企画調整課】 |

(回答)

資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む。）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果等については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

（管理部返還対策課）

(関係機関との調整)

- | |
|---|
| 3. 当該区域の返還については、適宜、関係する地方公共団体に情報提供と協議を行い、地元の意向を踏まえ対応すること。 |
| 【基地対策課】 |

(回答)

沖縄防衛局は、本件返還に関して、これまでも浦添市に対して適宜情報提供や意見聴取を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。

（企画部基地対策室）

（管理部返還対策課）

- | |
|--|
| 4. 土壤の汚染の状況に関する調査（以下、「土壤汚染調査」という。）、水質の汚濁の状況に関する調査（以下、「水質汚濁調査」という。）、不発弾その他の火薬類の有無に関する調査（以下、「不発弾等調査」という。）及び廃棄物の有無に関する調査（以下、「廃棄物調査」という。）（以上の四の調査を、以下、「支障の除去に関する |
|--|

措置の各調査」という。)に係る具体的な計画の立案及び調査実施に際しては、関係機関と事前に協議すること。

【企画調整課、環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

5. 支障の除去に関する措置の各調査の計画や結果が適切であるかを判断するには、現地確認が必要になることもあることから、関係機関が立入調査を求めた場合には、速やかに応じること。

【企画調整課】

(回答)

関係機関（沖縄県、浦添市など）から必要な立入調査を求められた場合は、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(県民等への情報提供)

6. 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画及びその結果（土地の使用履歴に関する情報含む）については、速やかに関係機関及び県民に情報提供すること。

【環境政策課・企画調整課】

(回答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、浦添市など）及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(土壌汚染調査等)

7. 土壌汚染調査及び水質汚濁調査については、沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン（平成29年3月 沖縄県）（以下、「ガイドライン」という。）に沿って、跡地利用推進法で規定する土壌汚染関連国内法等（土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）において規制基準が設けられている物質のうち、沖縄の米軍基地では土壌汚染または水質汚濁が起きる可能性が否定できない物質の概況調査を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

土壌汚染調査等の実施に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき適切に講じてまいります。調査において土壌汚染等が確認された場合には、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

8. 米軍基地内は、国内一般地域と比べ、化学物質の利用に特殊性があることから、土壌汚染調査に際しては、ガイドラインに沿って、土地の使用履歴（訓練や事故等を含む）等の当該区域に関連する情報を十分に収集すること。

また、土壌汚染関連国内法において規制基準が設けられている物質に限らず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で規制されている物質や、米国内の米軍基

地のうち「兵站基地」で調査がなされ汚染が確認された物質など、当該区域でその存在可能性が高いと考えられる物質についても、概況調査を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

土壤汚染調査に当たっては、事前に資料等調査において返還される施設・区域の全部について、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む。）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、跡地利用特措法第8条第7項に基づき適切に講じてまいります。

なお、調査において土壤汚染が確認された場合には、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

9. 土壤汚染調査及び水質汚濁調査の結果、汚染が確認され、周辺住民に影響を及ぼすおそれがある場合は、その対策について、ガイドラインに沿った住民参画を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

調査において、周辺住民に影響を及ぼす土壤汚染等が確認された場合は、関係機関（沖縄県、浦添市など）の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(管理部返還対策課)

10. 別紙「4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針」のうち「(1) 土壤の汚染」に関して、土壤汚染が確認された場合は、土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請を行うことができるため、当該申請の実施について検討すること。

【環境保全課】

(回答)

調査において、土壤汚染が確認された場合は、関係機関（沖縄県、浦添市など）及び土地所有者と調整の上、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(廃棄物調査)

11. 廃棄物の調査については、土地の使用履歴や区画形質の改変状況等について、米軍及び関係者への聞き取り調査等、情報収集を実施すること。また、「地中レーダー調査等の方法により廃棄物の有無を調査する」としているが、同探査の深度や精度、確認できる廃棄物の種類等について予め関係機関と調整を行うこと。

【環境整備課】

(回答)

廃棄物調査については、返還される施設・区域の全部について行った資料等調査の結果を踏まえ、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(外来種への対策)

12. 資料等調査では、外来種も調査対象とし、支障の除去に関する措置の各調査及び支障除去作業において、外来種の生息又は生育が確認された場合は、除去に努めると

ともに、外来種が周辺地域へ逸出しないよう対策を講じること。なお、当該区域に特定外来生物のオオヒキガエルが生息している可能性があることに留意し調査や対策等を実施すること。

【自然保護課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、外来種等への対応について、事前に関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(不発弾等調査)

13. 別紙「2 調査の方法」のうち「(3) 不発弾その他の火薬類の有無」に関して、不発弾等について、過去の文献や聞き取り等による資料等調査の結果、把握した貫入予測調査の結果を提供すること。併せて、磁気探査等について、調査箇所及び調査方法を明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

資料等調査の結果や磁気探査等の調査箇所及び調査方法については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

14. 別紙「4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針」のうち「(3) 不発弾その他の火薬類」に関して、確認された不発弾等については、「不発弾等処理対策便覧に基づき適切に対応する」とあるが、土地の引渡しが完了するまでに確認された不発弾等の処理については、跡地利用推進法を踏まえ、戦後使用弾を含め全て国において処理すること。万が一、引渡し後に発見される不発弾等についても、全て国において処理すること。併せて、戦時中の不発弾等及び戦後使用弾の処理の流れや処理までの役割分担を、関係機関と十分調整の上、明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

不発弾の処理については、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に土地の引き渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(文化財の保護)

15. 当該区域には、埋蔵文化財が存在する可能性があることから、支障除去等に際して地形改変を伴う行為を行う場合は、事前に所在市教育委員会と十分調整すること。

【教育庁文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財への対応等については、事前に所在市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

「返還実施計画の案」に対する浦添市の意見への回答

(総括的事項)

1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、「跡地利用特措法」という。）」に基づき、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、例外なく土地所有者等に土地を引渡す前に、土壌汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講じていただきたい。

また、返還手続きにあたっては、「駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（防衛省訓令第75号）（以下、「訓令」という。）」に定めるところにより適切に対処していただきたい。

【企画課】

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（第5ゲート付近の区域）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づき返還実施計画を定め、返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず土壌汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置（以下「支障除去措置」という。）を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。また、返還手続きについては、訓令に基づき適切に行います。

（管理部返還対策課）

2. 土地の引渡しにあたり、平成24年5月15日付締結のFACNo.6056土地建物等賃貸借契約書を遵守すること。

【土地所有者等】

(回答)

土地の引渡しに当たっては、跡地利用特措法に基づく支障除去措置を実施した上で、土地建物等賃貸借契約書の規定に基づく対応を行います。

（管理部返還対策課）

3. 土地の引渡し後の跡地利用が円滑に実施できるように環境浄化に努めること。

【土地所有者等】

(回答)

返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染等の調査を行い、調査の結果、土壌汚染等が確認された場合には、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

(関係機関等との調整について)

4. 返還に係る区域の全部において国が行う調査（調査方法、経過、調査結果）について、関係機関及び土地所有者等に対して、事前調整するとともに、調査等について十分な説明と情報開示を行い、不安や誤解を与えないようにしていただきたい。

【企画課】

(回答)

支障除去措置の計画、調査結果の説明及び情報開示については、関係機関（沖縄県、浦添市など）及び土地所有者等と調整の上、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

（返還実施計画への具体的記載について）

5. 「返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件」について、土地に定着する物件の内容を明示していただきたい。

また、訓令第4条に基づく返還合意後の調査結果は、関係機関への公表と十分な説明を行っていただきたい。

【企画課】

（回答）

返還実施計画に記載の土地に定着する物件についてはフェンス、舗装、外灯等の工作物ですが、過去に残地された埋設物が存在する可能性があることから、返還後、調査を実施の上、適切に除去することとしているため、数量は一式と記載しております。

また、訓令第4条に基づく調査結果については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

（管理部返還対策課）

（管理部施設管理課）

6. 当該返還に係る区域内にある施設等については、跡地利用特措法及び訓令に定めるところにより適切に対処していただきたい。

また、引渡し後に土壌の汚染・水質の汚濁・不発弾その他火薬類・廃棄物等が確認された場合、関係機関と協議の上、国の責任において適切に措置するとともに、その旨返還実施計画への記載を求める。

【企画課・区画整理課】

（回答）

返還実施計画は、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を、土地を引き渡す前に講ずるために定めるものであり、土地引き渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に土地の引き渡し後に土壌汚染等が確認された場合には、土地の所有者及び関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整し、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

（返還に係る区域において国が行う調査について）

7. 当該区域付近の海域で過去に魚の大量死等があったことから、土壌汚染調査や水質汚濁調査にあたっては、跡地利用特措法に基づく調査に限らず、必要な調査を実施すること。また、調査にあたっては、調査項目や調査方法等について、事前に関係機関と十分に調整したうえで実施し、その結果についても公表すること。

【企画課・環境保全課】

（回答）

支障除去措置に当たっては、返還される施設・区域の全部について、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者を含む。）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、当該調査から得られた結果を踏まえ、土壌汚染等調査を計画します。また、土壌汚染等調査の実施に当たっては、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

8. 現在、市では牧港補給地区周辺において、P C B等汚染物質の分析調査を実施しており、その調査の結果、P C B等を含む汚染物質が検出されております。返還に伴う汚染物質調査の際は、調査計画立案の段階から市等関係機関と事前協議を行い、当該区域内において、P C B等汚染物質の調査を実施していただき、その調査結果を速やかに公表（情報開示）し、汚染物質等が確認された場合は、汚染物質等の除去に関する適切な措置を講じていただきたい。

【環境保全課】

（回答）

土壌汚染等調査の実施及び調査結果を踏まえた措置については、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

9. 返還に係る区域において国が行う調査の結果、土壌汚染等の汚染が確認され、民地側及び提供施設内への影響が疑われる場合、民地及び提供施設内においても調査を行っていただき、調査結果の十分な説明と公表等はもちろん、周辺住民の健康調査を実施する等適切な措置を講じていただきたい。

【企画課】

（回答）

調査において、周辺住民に影響を及ぼす土壌汚染等が確認された場合は、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

10. 跡地利用を円滑に推進するためには、例え支障除去措置で全て対処したとしても駐留軍が使用している建物その他土地に定着していた物件等を把握しておく必要があることから、将来土地利用の現況図の基礎資料としてその内容を公表（情報開示）していただきたい。

【区画整理課】

（回答）

返還される区域において駐留軍が使用していた建物その他土地に定着していた物件等の情報開示については、適切に対応してまいります。

（管理部施設管理課）

（管理部返還対策課）

（不発弾等について）

11. 返還後に予定しうる土地利用のみならず、恒久的に土地利用に支障が発生することが無いよう、想定される全ての埋没不発弾の貫入深度の計算を行い埋設不発弾の探查を実施すること。

【企画課】

（回答）

不発弾探查については、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、跡地利用特措法に基づき適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

(文化財について)

12. 返還に係る区域には周知の埋蔵文化財包蔵地（小湾村集落跡）が存在するため、次の点に留意していただきたい。なお、埋蔵文化財包蔵地外については文化財の有無はわかっておりません。

(1) 返還に係る区域において国が行う調査に関して、不発弾その他の火薬類の有無については全面掘削が行われることが想定されるため、それ以前に試掘調査及び範囲確認調査が必要であり、結果によっては発掘調査が必要となる。

(2) 前述の文化財調査については、土壌の汚染の状況調査等によって安全が確認できた後でなければ実施できません。

【文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財の対応については、事前に市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(雨水排水施設について)

13. 当該区域内にある雨水排水施設については、跡地利用の支障とならないよう引渡し前までに関係機関と事前協議し、必要な機能を国で確保した上で適正に管理すること。

【下水道課】

(回答)

当該区域内にある雨水排水施設については、牧港補給地区が全面返還されるまでの間、機能を維持する必要があることから、関係機関（浦添市等）と事前協議のうえ、適切に対応してまいります。

(企画部基地対策室)

(管理部施設管理課)

(海没地について)

14. 小湾側河口付近の海没地については、提供施設の用に供している間に生じた問題であることから、返還前に土地所有者等へ現状説明及び今後の方針（補償・河川河口としての機能確保等）について、不安や誤解を与えないように説明していただき、跡地利用の支障とならないよう不発弾探査等を実施した上で土地の引渡しをしていただきたい。

【企画課】

(回答)

海没地の現状及び今後の方針については、土地所有者等へ説明するとともに関係機関（沖縄県、浦添市など）に対して適宜情報提供や意見聴取を行っております。また、当該土地における支障除去措置については、跡地利用特措法に基づき、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(鉄塔について)

15. 提供施設の用に供している間に国において一時使用を許可した物件であり、許可当時、土地所有者の同意を得ていたか不明である。当該物件は当該土地の跡地利用を制限する可能性があることから、支障除去物件と同等の対応としていただきたい。

【企画課】

(回答)

沖縄防衛局は、一時使用許可を受けて鉄塔を設置している沖縄電力(株)に対し、当該土地が返還されることから使用財産を原状に回復するよう通知しておりますが、同社は、当該土地を返還後も鉄塔敷地として継続使用したいとして、土地所有者と協議中であると承知しており、今後の同社の協議状況を踏まえて適切に対応してまいります。

(管理部施設管理課)

(情報開示について)

16. 調査、措置等の各段階において、関係機関並びに土地所有者等に対し、積極的かつ速やかに情報開示していただきたい。

【企画課】

(回答)

支障除去措置における調査及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置については、関係機関（沖縄県、浦添市など）及び土地所有者に対し適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

(その他)

17. 沖縄県より提出された意見書についても誠実に対応していただきたい。

【企画課】

(回答)

沖縄県より提出された意見についても適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)